

ボートレース下関場内装飾等実施業務  
プロポーザル実施要領

1 目的

ボートレース場及び地域貢献の認知拡大・イメージアップを図ることを目的とする。

2 業務の名称

ボートレース下関場内装飾等実施業務

3 業務の内容

別紙「ボートレース下関場内装飾等実施業務仕様書」のとおり

4 提案上限額

見積り限度額 2,750,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

5 日程

年月日	項目
令和8年 5月18日	公告日
5月22日	参加申込書の提出期限、質問受付終了（午後5時必着）
5月24日	参加資格審査結果通知、質問回答予定
6月22日	提案書提出期限（午後5時必着）
6月30日	選考結果通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれも該当していないこと。
- (2) 直近5年の間に、国又は地方公共団体その他公共団体と「本業務と同種」の契約を締結していること。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「企画製作」中「イベント等の企画・運営」に登録している事業者であること。
- (4) 告示の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

7 プロポーザル参加申込手続

本業務に参加を希望する者はボートレース下関場内装飾等実施業務プロポーザル参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）に、「6参加資格（2）」

を有していることが分かるもの及び企業概要票（様式第3号）を添付して提出すること。

- (1) 提出期限 「5 日程」のとおり
- (2) 提出先 下関市ボートレース企業局ボートレース事業課  
広報戦略グループ
- (3) 提出方法 電子メール「brshimokoho@city.shimonoseki.yamaguchi.jp」によること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。
- (4) 参加資格審査の結果通知
  - ア 通知日 「5 日程」のとおり
  - イ 通知方法 電子メールによる（参加申込手続きに記載されたメールアドレス宛に送付する）。
  - ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとする。

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 質問

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

- ア 提出期限 「5 日程」のとおり
- イ 提出書類 別紙「質問書（様式第2号）」のとおり
- ウ 提出方法 電子メール「brshimokoho@city.shimonoseki.yamaguchi.jp」によること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

### (2) 回答

質問に対する回答は、プロポーザル参加申込者に対し、次のとおり行う。

- ア 回答日 「5 日程」のとおり
- イ 回答先 プロポーザル参加申込者全員
- ウ 回答方法 参加申込書に記載された e-mail アドレス宛に送付
- エ 注意事項
  - ①競争性の確保に影響する恐れがある内容（参加者数、参加者名等）については、回答しない。
  - ②個別案件に係る質問や簡易な質問については、質問者のみに回答する場合がある。
  - ③参加申込に関する質問等、事前に回答すべきと判断した質問に対しては、回答期限に関わらず随時回答する場合がある。

## 9 提案書の提出について

- (1) 提出書類 提案書 正本1部、副本7部

※ 提案書（副本）には社名を表記しないこと。正本・副本ともに押印不要。

- (2) 提出期限 「5 日程」のとおり

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、提出書類を封筒に入れ、封筒に申込企業の商号又は名称及び「ボートレース下関場内装飾等実施業務提案書在中」と記載すること。また、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、下関市はその責めを負わないものとする。

※正本のPDFファイルをメールにて別途提出すること。

(4) 提案書の作成方法

別紙「企画提案書作成要領」のとおり

(5) 提出先 〒752-8511 山口県下関市長府松小田東町1番1号

下関市ボートレース企業局 ボートレース事業課

広報戦略グループ

メール：brshimokoho@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

10 審査方法

(1) 評価基準

「ボートレース下関場内装飾等実施業務プロポーザル評価基準」のとおり。

11 受託候補者の選定方法

(1) 下関市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

(2) 失格者を除き、審査員が審査基準に従い採点した点数（以下「審査点数」という。）が最も高い者を1位とし、審査員ごとに提案者の順位を決定する。順位ごとに割り振った下表の得点（以下、「順位点数」という。）に基づき、審査員ごとに順位点数を算出し、その合計点の最も高い者を第一優先受託候補者とする。なお、順位点数の合計が最も高い者が複数ある場合は、審査点数の合計点の最も高い者を第一優先受託候補者とする。審査点数の合計点の最も高い者が複数ある場合は、審査委員会の多数決により決定する。多数決の結果が同数の場合は、審査委員会委員長が決定する。次順位候補者についても、順位点数の合計が2番目に高い者が複数ある場合は、第一優先受託候補者と同様の方法で決定する。また、審査点数の総合計が全体（100点×審査委員数）の50%未満の場合には受託候補者として選定しない。

順位	得点
1位	5点
2位	3点
3位	1点
4位以下	0点

## 1.2 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後に失格者を除く全ての企画提案者に選定結果通知書（様式第5号）により通知する。なお、通知は、参加申込書に記載された e-mail アドレス宛に送付することとする。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（事業者の方へ>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋>プロポーザル情報）に公表する（様式第6号）。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 受託候補者の名称及び総合点

## 1.3 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と当該業務の仕様書等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定による随意契約を行う。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 契約保証金については下関市ボートレース企業局契約規程第29条による。ただし、同第30条の各号に該当する場合には契約保証金を免除する。該当する場合は、下関市が求める必要書類を提出すること。
- (4) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

## 1.4 情報公開

下関市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正は受託候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

## 1.5 その他

- (1) 提出書類等の取扱い
  - ア 提出された書類等は返却しないものとする。
  - イ 提出後の訂正、差し替えは、「9 提案書の提出について」内「(2) 提出期限」で示す期限内に限り認める。
  - ウ 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する。

- エ 提出された書類等は、本業務の受託候補者選定以外の目的には使用しない。
- オ 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。止むを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を下関市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、プロポーザル参加辞退届出書（様式第4号）を提出するものとする。なお、辞退届出書の提出があった場合でも、それまで提出された書類は返却しない。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。なお、参加資格を喪失した者には喪失日以降対象の文書は通知しない。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
- ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合
- カ プロポーザル参加者が辞退したとき。
- キ その他、公平な調達の観点から明らかに不正又は不誠実とみなされる行為があったとき。
- (5) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容について、いかなる相談を行ってはならない。
- (7) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときには、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させないことがある。
- (8) 事故又は不正な行為等、本業務の調達に関して重大な支障があるときは、プロポーザルを中止又は実施スケジュールを変更することがある。
- (9) 参加申込者また企画提案者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (10) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、下関市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償

で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (1 1) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (1 2) 本業務に関し、下関市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (1 3) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。ただし、固有名詞等で外国語を用いることが適当な場合は、外国語の使用も可とする。また必要により外国語による記載をする場合は、日本語の訳文を付記又は添付すること。また、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用すること。

#### 1 6 本業務に関する事務の担当部局

下関市ポートルース企業局 ポートルース事業課 広報戦略グループ

〒752-8511 山口県下関市長府松小田東町1番1号

電話：083-246-1161

FAX：083-246-0225

電子メール：brshimokoho@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

#### 1 7 施行期間

本要領は、公告日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。